

新旧対照表

鹿児島県青少年保護育成条例施行規則（昭和37年2月28日条例第10号）新旧対照表

改正案

現行

（フィルタリングサービスを利用しない正当な理由等）

（新設）

第9条 条例第26条の2第2項に規定する規則で定める正当な理由は、次に掲げる理由とする。

- (1) 当該青少年が就労しており、フィルタリングサービスを利用することで当該青少年の業務に著しい支障を生ずること。
- (2) 当該青少年が心身に障害を有し、又は疾病にかかっており、フィルタリングサービスを利用することで当該青少年の日常生活に著しい支障を生ずること。
- (3) 保護者が当該青少年の携帯電話インターネット接続役務の利用状況を適切に把握すること等により、当該青少年が有害情報を閲覧し、又は視聴することがないようにすること。

2 条例第26条の2第2項及び第3項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 申出年月日
- (2) 当該保護者の住所、氏名及び電話番号

(公表の方法)

第10条 条例第26条の2第7項の規定による公表は、次に掲げる事項を鹿児島県公報へ登載することその他知事が適当と認める方法により行うものとする。

- (1) 条例第26条の2第6項の規定による勧告を受けた者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
- (2) 公表の理由
- (3) 勧告の内容
- (4) その他知事が必要と認める事項

(知事が指定する者)

第11条 条例第26条の3第1項に規定する知事が指定する者は、次に掲げる職員とする。

- (1) 総務部男女共同参画局青少年男女共同参画課の職員
 - (2)～(3) (略)
- 2 条例第26条の3第2項の証明書は、別記第8号様式によるものとする。

(新設)

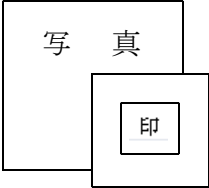
(知事が指定する者)

第9条 条例第26条第1項に規定する知事が指定する者は、次に掲げる職員とする。

- (1) 総務部県民生活局青少年男女共同参画課の職員
 - (2)～(3) (略)
- 2 条例第26条第2項の証明書は、別記第8号様式によるものとする。

第 8 号様式（第11条関係）

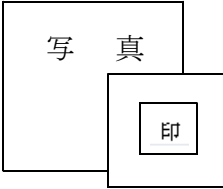
（表）

		第 号	
身 分 証 明 書			
この証明書を携帯する者は、鹿児島県青少年保護育成条例 <u>第26条の3第1項</u> の規定により立入調査又は質問を行うことができる職員である。			
写 真 	所 属 職 名 氏 名		
年 月 日	生年月日	年 月 日	
鹿児島県知事			印

注 用紙の大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。

第 8 号様式（第9条関係）

（表）

		第 号	
身 分 証 明 書			
この証明書を携帯する者は、鹿児島県青少年保護育成条例 <u>第26条1項</u> の規定により立入調査又は質問を行うことができる職員である。			
写 真 	所 属 職 名 氏 名		
年 月 日	生年月日	年 月 日	
鹿児島県知事			印

注 用紙の大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。

(裏)

鹿児島県青少年保護育成条例（抄）

（立入調査等）

第26条の3 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その指定する者に、営業時間中、次に掲げる場所に立ち入り、必要な調査をさせ、関係人から資料の提出を求めさせ、又は関係人に対して質問させることができる。

- (1) 興行者等の興行又は営業の場所
- (2) 有害映画等を見せ、又は聞かせる場所
- (3) 図書等取扱業者の営業の場所
- (4) がん具刃物等の販売を業とする者の営業の場所
- (5) 質屋、古物商又は金属くず類業者の営業の場所
- (6) 利用カードの販売を業とする者の営業の場所
- (7) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の営業の場所

- 2 前項の規定により知事が指定する者が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査は、必要最小限度において行うべきであつて、関係人の正常な業務を妨げることがあつてはならない。
- 4 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(裏)

鹿児島県青少年保護育成条例（抄）

（立入調査等）

第26条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その指定する者に、営業時間中、次に掲げる場所に立ち入り、必要な調査をさせ、関係人から資料の提出を求めさせ、又は関係人に対して質問させることができる。

- (1) 興行者等の興行又は営業の場所
- (2) 有害映画等を見せ、又は聞かせる場所
- (3) 図書等取扱業者の営業の場所
- (4) がん具刃物等の販売を業とする者の営業の場所
- (5) 質屋、古物商又は金属くず類業者の営業の場所
- (6) 利用カードの販売を業とする者の営業の場所

- 2 前項の規定により知事が指定する者が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査は、必要最小限度において行うべきであつて、関係人の正常な業務を妨げることがあつてはならない。
- 4 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。